

現在、文案調整中であり、7月7日時点の要望書案です。

大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望

(平成23年度)

指 定 都 市

目 次

・重点要望事項	1
・要望事項	3
・重点要望事項詳細説明	
<総論的事項>	
1 地方財源総額の確保	6
<税制関係>	
1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	9
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	11
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の改革	13
2 国直轄事業負担金の廃止	15
3 地方交付税の改革等	17
・要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 消費・流通課税の充実	20
2 所得課税の充実（個人住民税）	21
3 所得課税の充実（法人住民税）	22
4 固定資産税の安定的確保	23
5 定額課税の見直し	24
6 租税特別措置等の整理合理化	25
<財政関係>	
1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し	26
2 国庫補助負担金の運用・関与の改善	27
3 地方債の発行条件の改善	28
・資料編	
～指定都市の実態について～	29

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。さらに、一昨年の世界的な経済危機に端を発した景気低迷により市民税が大幅な減収となり、また、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

こうした中、平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された、地域主権戦略大綱及び財政運営戦略においては、地方財政の自主的、安定的な運営についての配慮が盛り込まれるなど一定の評価ができるものとなりましたが、一括交付金について地方の自由度の拡大について疑問が残る点もあります。地域主権改革を推進するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、税源分配の是正を行なうなど地方税財源を拡充強化する必要があります。さらに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の税源、とりわけ都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成 22 年 月

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	奥山恵美子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	林文子
相模原市長	加山俊夫
新潟市長	篠田昭
静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友
名古屋市長	河村たかし
京都市長	門川大作
大阪市長	平松邦夫
堺市長	竹山修
神戸市長	矢田立郎
岡山市長	高谷茂男
広島市長	秋葉忠利
北九州市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏

指定都市議長会

札幌市議会議長	福士勝
仙台市議会議長	野田譲
さいたま市議会議長	関根信明
千葉市議会議長	茂手木直忠
川崎市議会議長	川崎智信
横浜市議会議長	大久保純
相模原市議会議長	岸浪志
新潟市議会議長	田中常志
静岡市議会議長	安信佳男
浜松市議会議長	竹村彦彦
名古屋市議会議長	井利彦
京都市議会議長	藤盛司
大阪市議会議長	木本光男
堺市議会議長	荒木治秀
神戸市議会議長	松坂伸博
岡山市議会議長	宮武博之
広島市議会議長	藤田健五
北九州市議会議長	佐々木健
福岡市議会議長	光安

重点要望事項（総論的事項）

1 地方財源総額の確保

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、必要な地方財源の総額を確保すること。

重点要望事項（税制関係）

1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差のは正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

なお、一括交付金は、税源移譲までの経過措置とすること。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

国庫補助負担金の改革が行われる際には、大都市特例事務に係る経費について、相当額全額を指定都市に税源移譲すること。

2 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

3 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還に係る特例措置の対象の拡大を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

[重点要望事項詳細説明]

1 地方財源総額の確保

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、必要な地方財源の総額を確保すること。

平成 16 年度から 18 年度にかけ、いわゆる三位一体の改革として、地方税財政制度の改革が行われ、国から地方への税源移譲が実現したことは一定の評価ができるものの、国庫補助負担金が約 4.7 兆円、地方交付税が約 5.1 兆円削減された一方、税源移譲は約 3 兆円にとどまったことから、地方財源の総額は大幅に縮減し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難になっている。

現在、税財政制度の見直しを含めた地域主権改革の取組みが進められているが、地域主権改革を実現するためには、国・地方間の「税の配分」の是正など、地方の税財源の拡充が必要不可欠である。

税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、必要な地方財源の総額が確保されるよう、適切な措置を行うべきである。

なお、地方税財政に影響のある制度改正・施策等を行うにあたっては、国の責任において確実な補てん措置を実施するべきである。

1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

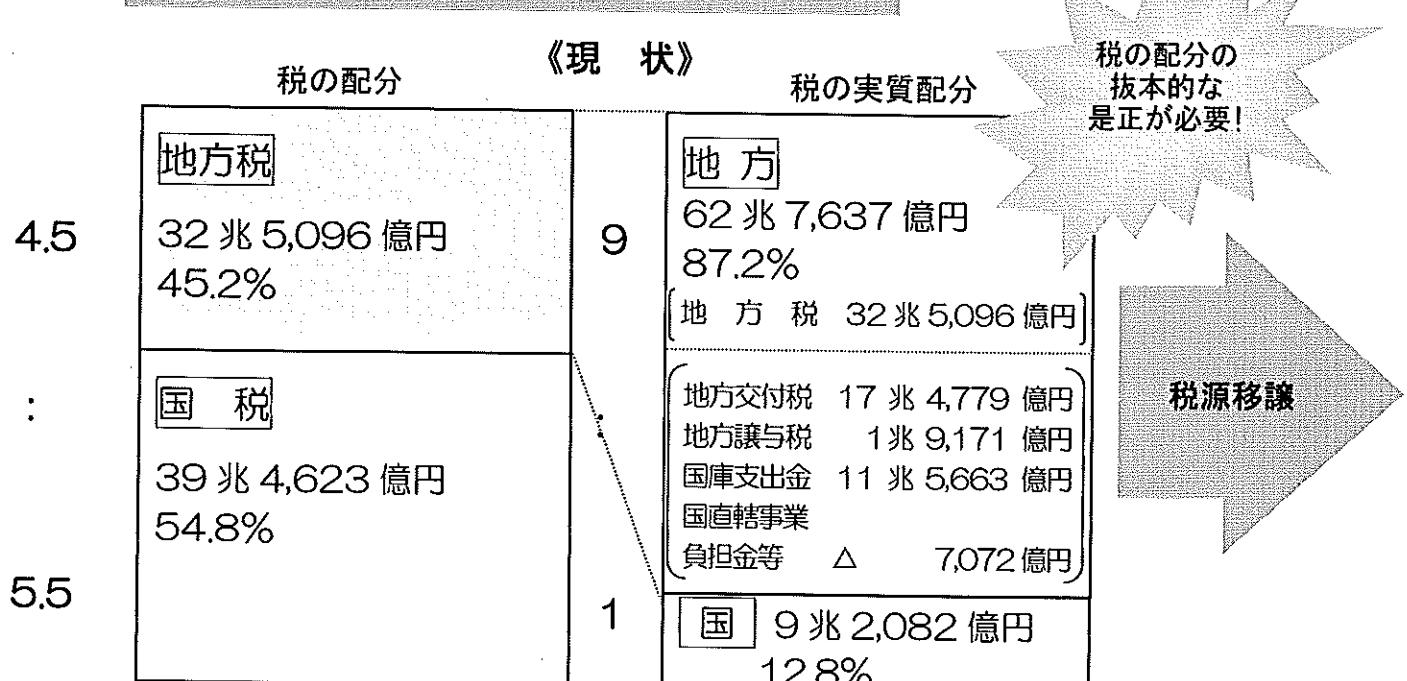
なお、地方公共団体間の財政力格差のは是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

現状における国・地方間の「税の配分」は5.5：4.5であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は1：9となっており、依然として大きな乖離がある。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。その際には、地方消費税の配分割合を大幅に引き上げるべきである。

なお、地方法人特別税のように、地方税の一部国税化によって、地方税収間の水平調整による格差は是正を行うことは、地域主権改革の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差のは是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

国・地方における租税の配分状況（平成22年度）



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成22年度予算における「税の配分」は4.5:5.5となっているが、これは、景気の影響による法人税などの国税の大幅な減収に起因するものであり、税源配分のは是正によるものではない。

当面の税源移譲のパターン例

＜税源移譲額が6兆円程度必要な場合の試算＞

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11% (移譲見込額)約1兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 12% (移譲見込額)約2兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 18.3% (移譲見込額)約1兆円		法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 24.4% (移譲見込額)約2兆円
移譲額計	6兆円程度	6兆円程度	6兆円程度

注 1 税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、現行税率における消費税から地方消費税への税源移譲(地方消費税1%⇒2.5%)を基本に、一定の税率等を設定して試算したものである。

2 移譲総額は平成22年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。

3 平成19年度から平成22年度までの間における国と地方の税の配分を5:5とするためには、平均して、約6兆円の税源移譲が必要となる。

地域主権改革

《まずは》

国5：地方5

《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」

税の配分

地方消費税の
配分割合を
大幅に引き上げ

5

地方税

5

国税

税の実質配分

地方

国

さらなる
税源移譲

税の配分

地方税

国税

役割分担

地方の役割

国の役割

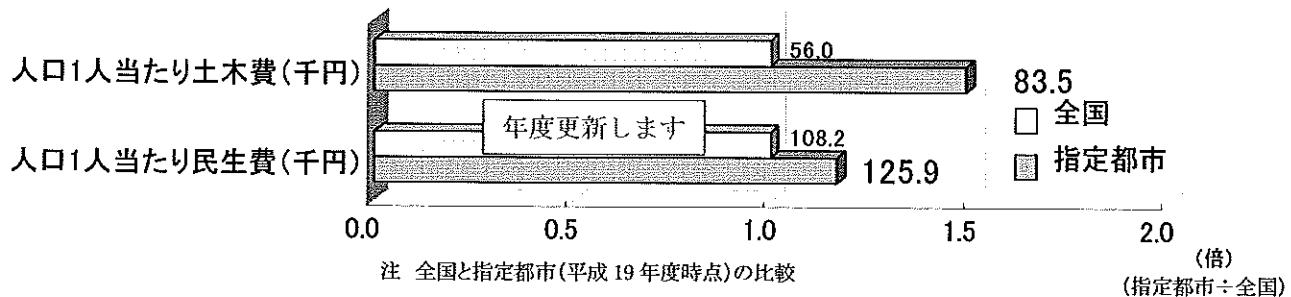
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

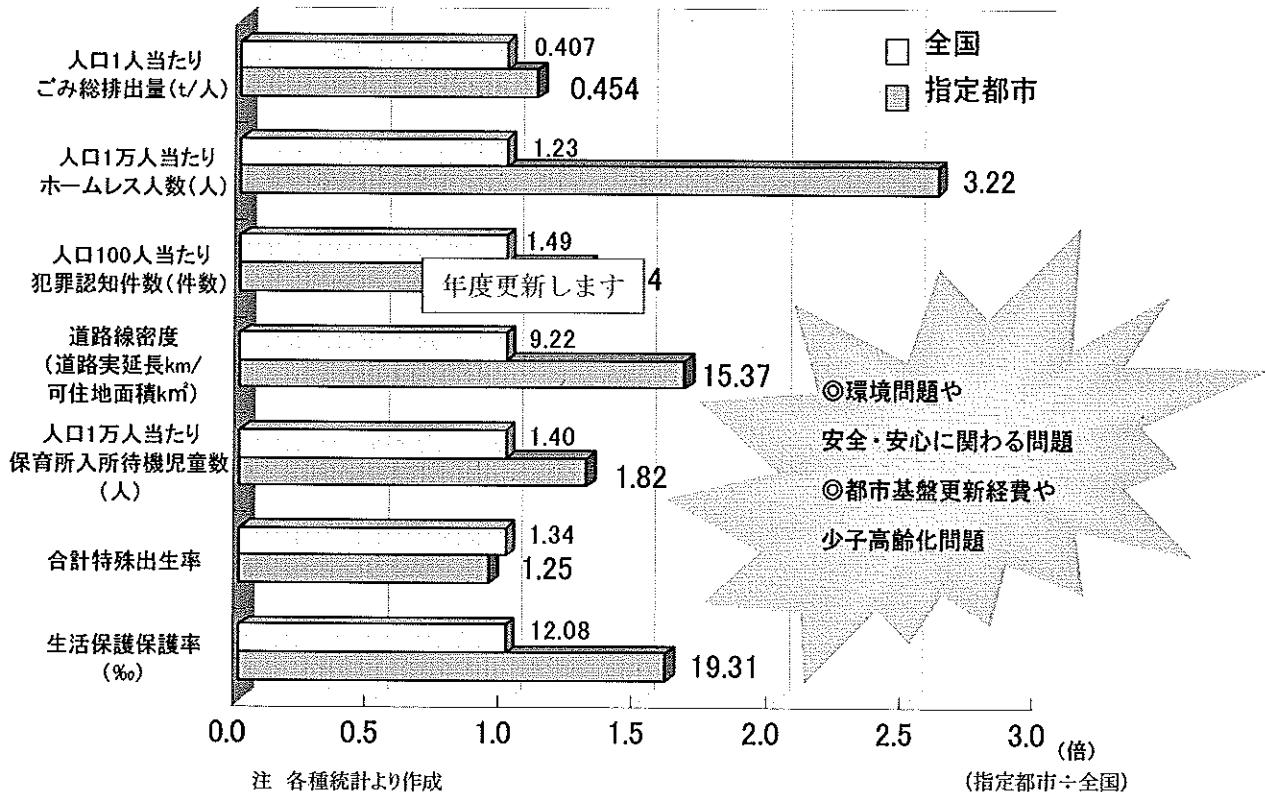
指定都市では、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。

都市的財政需要（全国平均との比較）

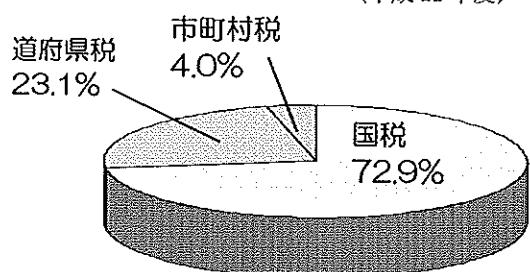


都市の課題（全国平均との比較）



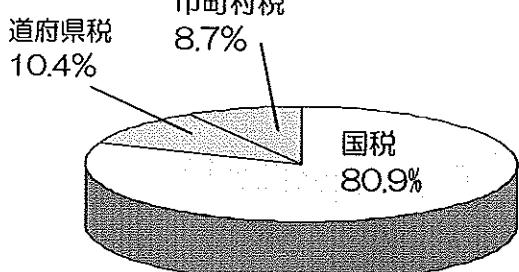
消費・流通課税の配分割合

(平成 22 年度)



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

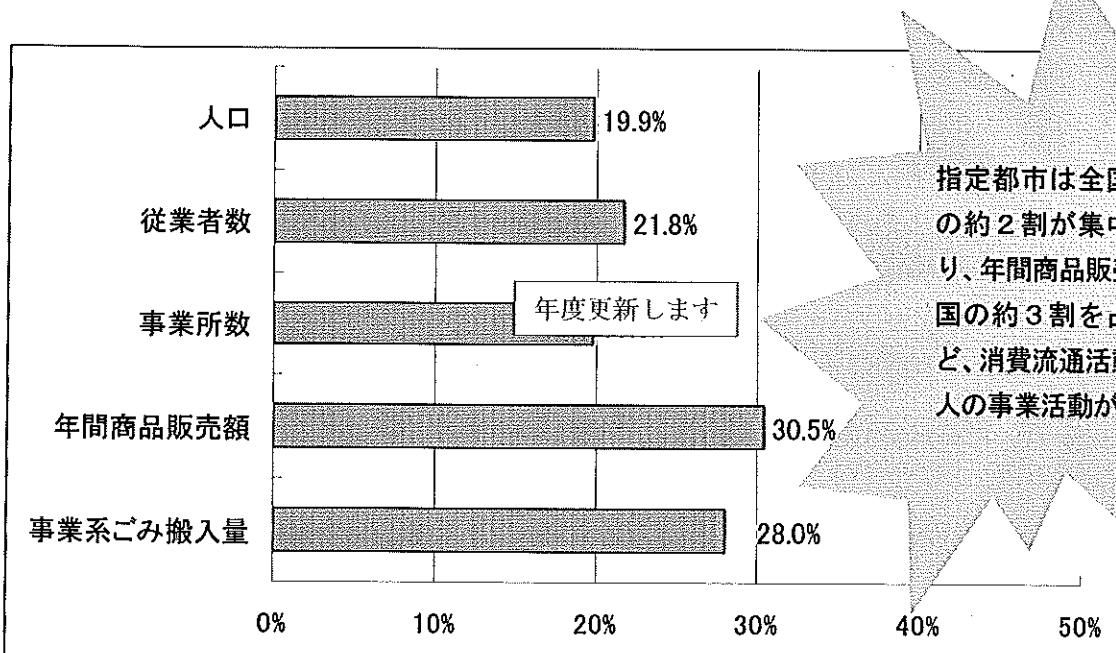
法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入される
ことを調整した後の税率である。

都市的税目の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



注 各種統計より作成

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置すべきである。

また、地域主権改革において、新たに道府県から指定都市に移譲される事務についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受 益 と 負 担 の 関 係 に ねじれ

指定都市の市民は

☆ 行政サービスは「**指定都市から受益(大都市特例事務)**」

★ その負担は「**道府県への納税**」

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、地方消費税→地方消費税交付金）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|----------------|-------------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・障害者自立支援 | ・食品衛生 |
| ・墓地、埋葬等規制 | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 | ・結核予防 | ・都市計画 |
| ・精神保健及び精神障害者福祉 | | | |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- | | | |
|------------|------------------|-----------|
| ・土木出張所 | ・衛生研究所 | ・定時制高校人件費 |
| ・国、道府県道の管理 | ・道府県費負担教職員の任免、研修 | 等 |

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成21年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3, 692億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2, 248億円

年度更新します

税制上の
措置不足額

1, 444億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8, 400億円 など

(平成20年度決算をもとに推計)

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

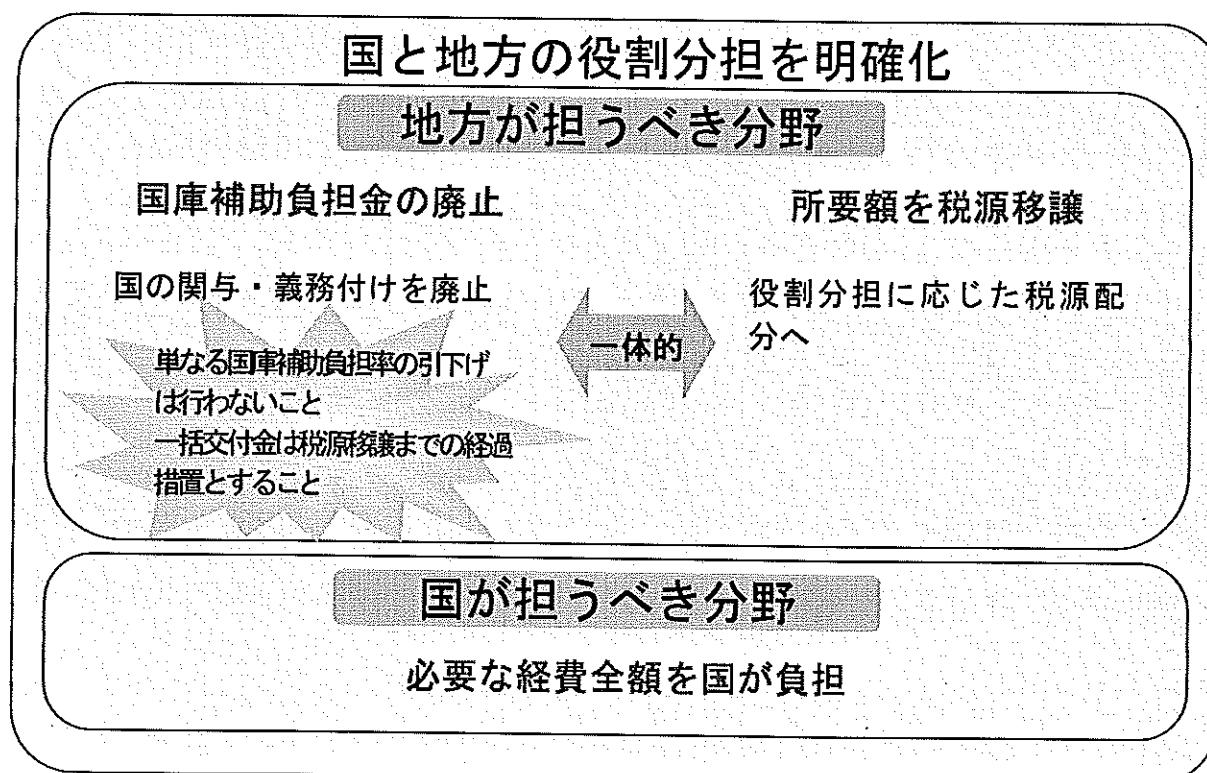
なお、一括交付金は、税源移譲までの経過措置とすること。

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けを廃止し、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきではなく、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行るべきである。

一括交付金については、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、その措置期間を明確にすること。また、導入にあたっては、地方の予算編成に支障を来たさないよう、早期に制度設計を行うとともに、地方が必要とする財源を確保し、将来の税源移譲を見据え、その使途を限定しないこと。

なお、地方公共団体間の財政調整機能は地方交付税の役割であることから、一括交付金にその機能を負わせないこと。



廃止すべき国庫補助負担金（一括交付金の対象とする国庫補助負担金）

調整中

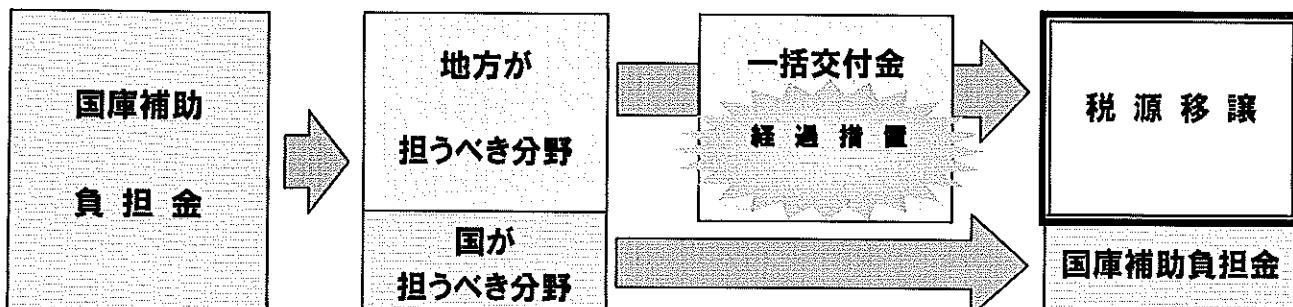
事 項	主 な も の		21年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	地域活力基盤創造交付金、まちづくり交付金	1兆9,683億円
	経常	公的賃貸住宅家賃対策補助、農地保有合理化促進対策費補助	883億円
	義務	児童育成事業費補助金、疾病予防対策事業費等補助金	2,608億円
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助金、安全・安心な学校づくり交付金	9,765億円
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	2兆 28億円
小 計			5兆2,967億円
社会資本整備事業特別会計	地域連携推進事業費補助金、交通連携推進事業費補助		3,342億円
合 計			5兆6,309億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち廃止すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として廃止すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

（参考）「三位一体の改革」における国庫補助負担金の改革（平成16～18年度）

国庫補助負担金の廃止・縮減	△4.7兆円
税源移譲の対象となるもの	△2.9兆円
交付金化	△0.8兆円
スリム化	△1.0兆円
負担率が引下げられた主なもの	
義務教育費国庫負担金	1/2 ⇒ 1/3
児童扶養手当給付費負担金	3/4 ⇒ 1/3
児童手当国庫負担金	2/3 ⇒ 1/3

一括交付金は税源移譲までの経過措置



2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

地域主権改革の観点から、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の負担で整備を行うべきであり、地方公共団体に対して個別に負担を求める性格のものではないことから、地方負担は早期に廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すべきである。

廃止・移譲の検討にあたっては、指定都市市長会との協議の機会を設けて意見を十分に取り入れ、具体案を提示するとともに、確実に実施すること。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から各指定都市と協議を行い、合意形成できる制度を導入すること。また、その際には詳細な説明と十分な情報提供を行うこと。

国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

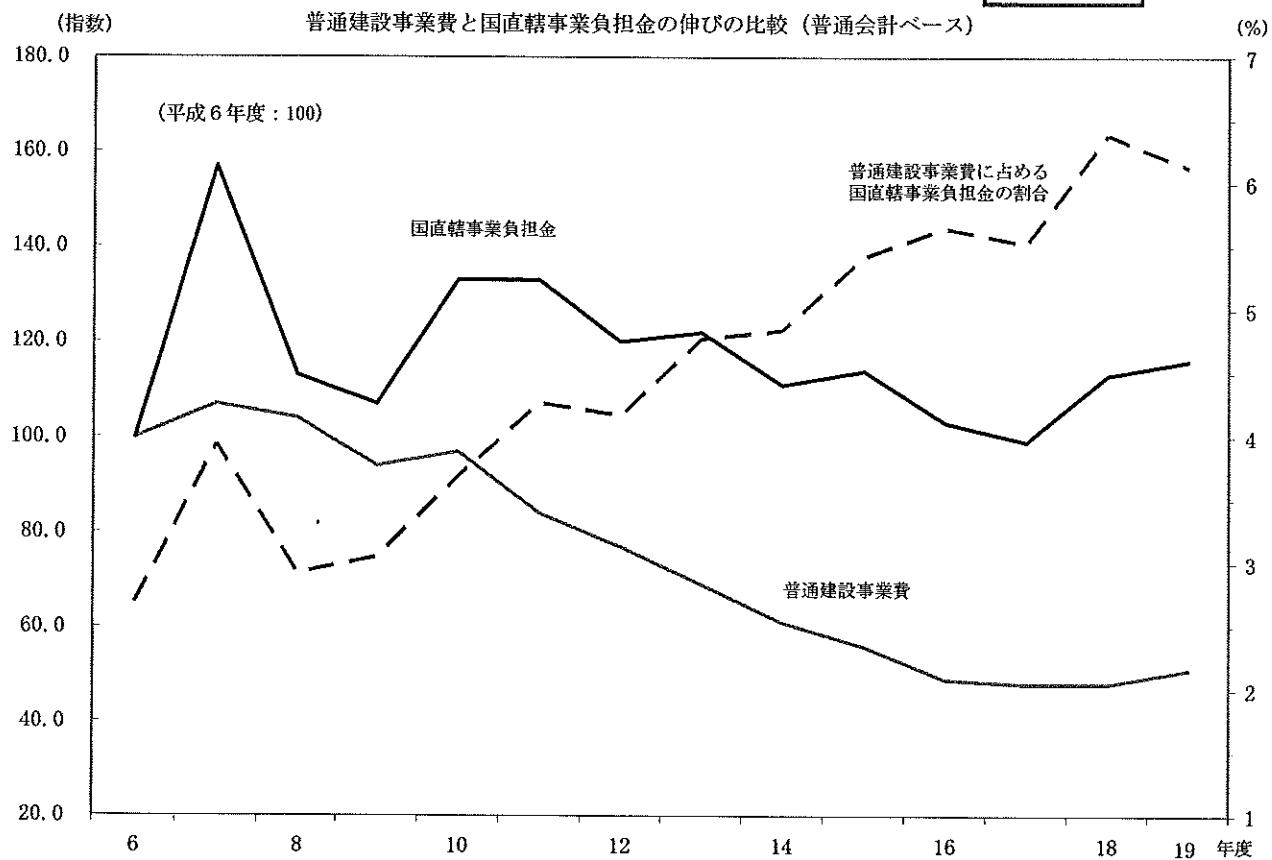
(単位:百万円)

事業名	指定都市における国直轄事業費	国直轄事業に対する指定都市の負担額	負担割合
国 道	142,319	53,158	37 %
港 湾	56,774	19,645	35 %
計	199,093	72,803	37 %

注 指定都市の負担額は平成20年度決算による数値である。

(参考) 国直轄事業負担金の推移 (国に対して直接支出しているもの)

調整中



注 1 平成 6 年度から平成 14 年度まではさいたま市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市を除いた 12 市計、平成 15 年度から平成 16 年度は相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市を除いた 13 市計、平成 17 年度は相模原市・新潟市・浜松市・堺市・岡山市を除いた 14 市計、平成 18 年度は相模原市・新潟市・浜松市・岡山市を除いた 15 市計、平成 19 年度から平成 20 年度は相模原市・岡山市を除いた 17 市計である。

2 近年、地方公共団体の公共事業関連予算が大幅な減少傾向にあるのに対し、国直轄事業はほぼ横ばいで推移しているため、国直轄事業負担金の占める割合は、年々増大している。

3 国直轄事業負担金については、維持管理分も含んだ数値になっている。維持管理に係る国直轄事業負担金は、平成 22 年度より原則廃止された。

(参考) 国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（道府県を通じて負担しているもの）

(単位: 百万円)

事 業 名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港 湾	15,689	2,302	15%
農業農村整備	23,498	838	4%
公 園	6,501	849	13%
空 港	6,188	574	9%
そ の 他	2,741	996	36%
計	54,617	5,559	10%

注 指定都市の負担額は平成 20 年度決算による数値である。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

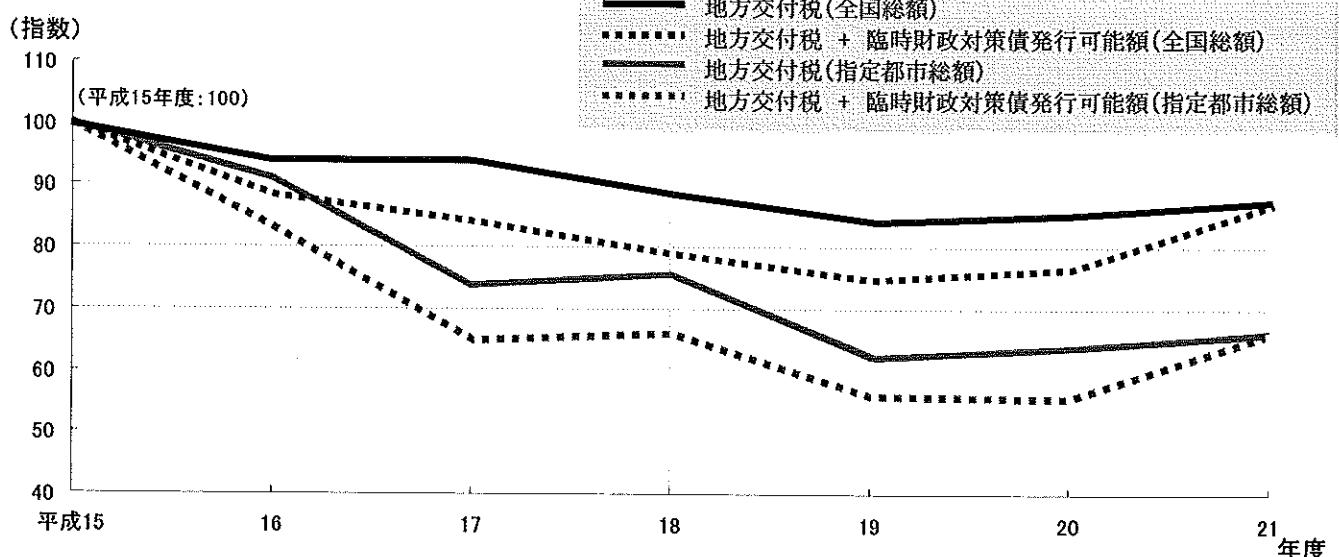
地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めること。

地方財政計画策定の際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税の総額を確保すべきである。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、具体的な算定方法や算定基準を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の推移



注 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・静岡市・堺市・新潟市・浜松市・岡山市も含んでいる。

地方交付税交付決定額等の削減状況

		平成15年度 決定額	平成21年度 決定額	削減額	削減率
地方交付税	全国総額	18兆 693億円 (14.1万円)	15兆8,202億円 (11.8万円)	△2兆2,491億円	△12.4%
	指定都市 総額	9,048億円 (3.5万円)	6,002億円 (2.3万円)	△3,045億円	△33.7%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額	全国総額	23兆9,455億円 (18.7万円)	20兆9,688億円 (16.4万円)	△2兆9,767億円	△12.4%
	指定都市 総額	1兆4,546億円 (5.7万円)	9,614億円 (3.7万円)	△4,932億円	△33.9%
基準財政需要額	全国総額	47兆 762億円 (36.8万円)	46兆3,345億円 (36.3万円)	△7,417億円	△1.6%
	指定都市 総額	5兆 642億円 (19.6万円)	4兆7,661億円 (18.4万円)	△2,981億円	△5.9%

注1 ()内は人口一人あたりの額

2 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市も含んでいる。

3 平成15年度において、指定都市の一人当たり地方交付税額は全国平均額の約25%だったが、平成21年度においては約19%まで下がっている。

[要望事項詳細説明]

1 消費・流通課税の充実

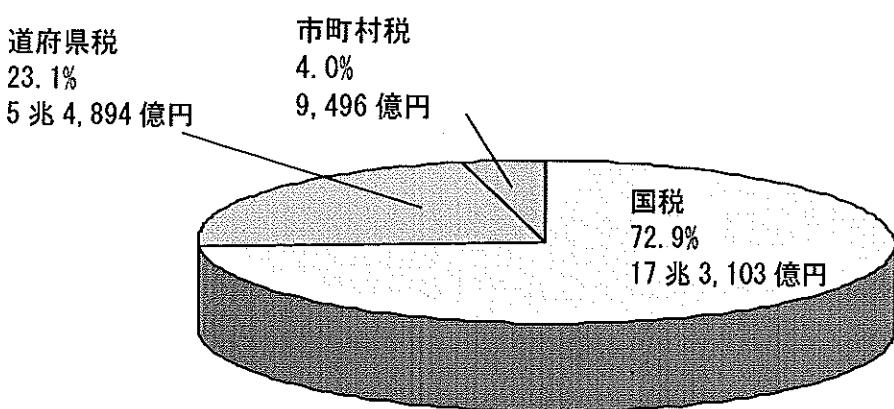
消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は4.0%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、税源の偏在性が少なく税収が安定している地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していく上で極めて重要な財源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税の配分割合を大幅に引き上げるなど、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成22年度）



注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後に
おいても、市町村の配分割合は12.6%に過ぎない。

2 国の当初予算額、其の他の税額は、年度更新します。

消費・流通課税の税目

国 税	道 府 県 税	市 町 村 税
消費税、酒税、たばこ税	地方消費税（※）	市町村たばこ税
揮発油税、地方揮発油税（＊）	道府県たばこ税	軽自動車税
航空機燃料税（＊）、石油ガス税（＊）	軽油引取税（※）	入湯税、鉱産税
石油石炭税、自動車重量税（＊）	自動車取得税（※）	
関税、とん税、特別とん税（＊）	自動車税	
電源開発促進税	ゴルフ場利用税（※）	
たばこ特別税	鉱区税、狩猟税	

注（＊）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。

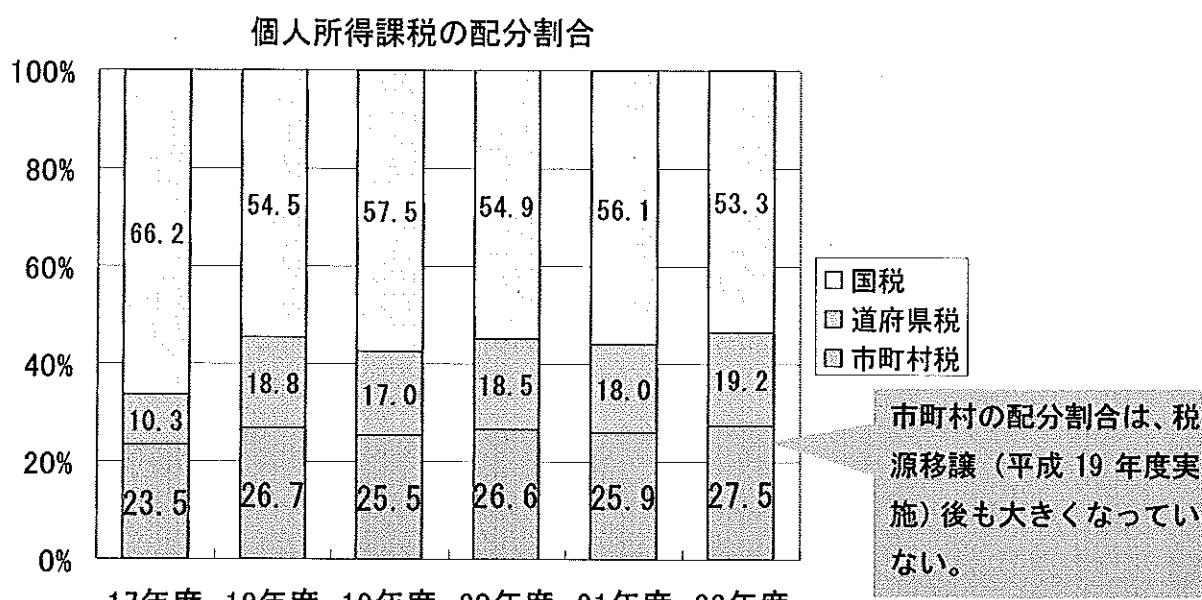
（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。

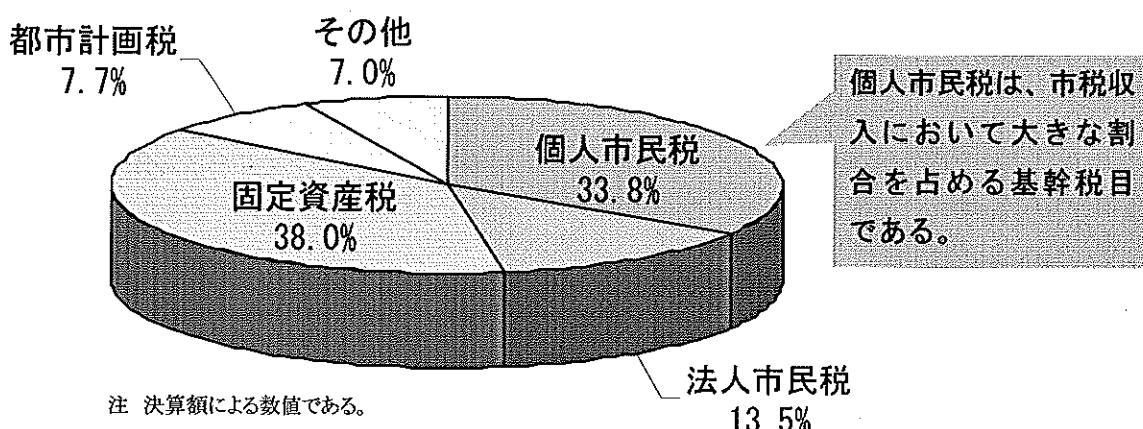
所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。



注 1 平成17年度から平成20年度までは決算額、平成21年度及び平成22年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成18年度については、「所得譲与税」を含んでいる。

指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合（平成20年度）



3 所得課税の充実（法人住民税）

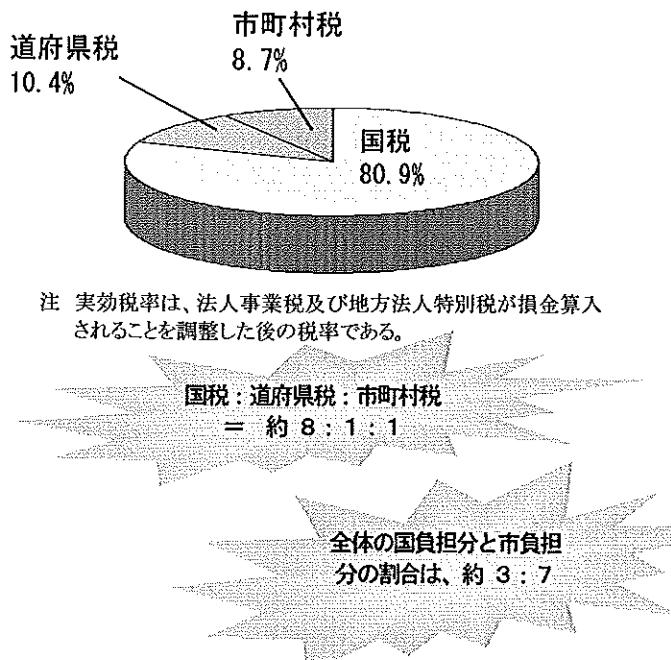
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

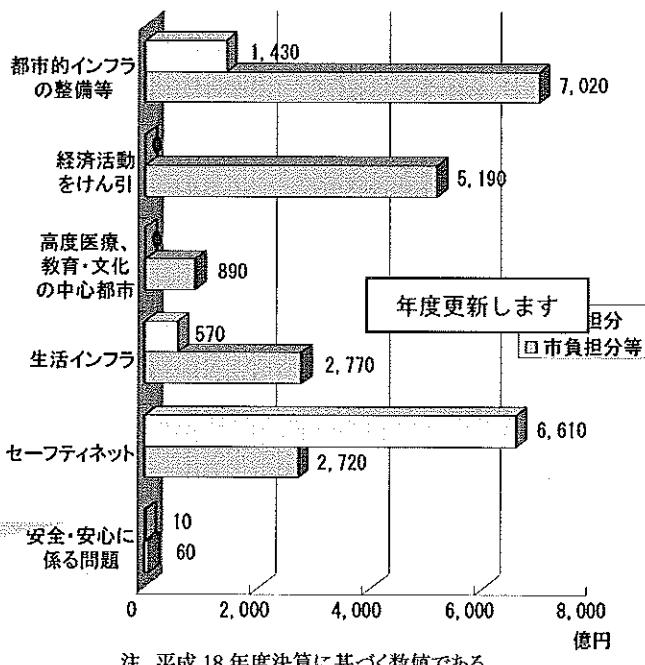
なお、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

また、国の施策として法人税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることがないよう国の責任において、確実に財源措置を講ずる必要がある。

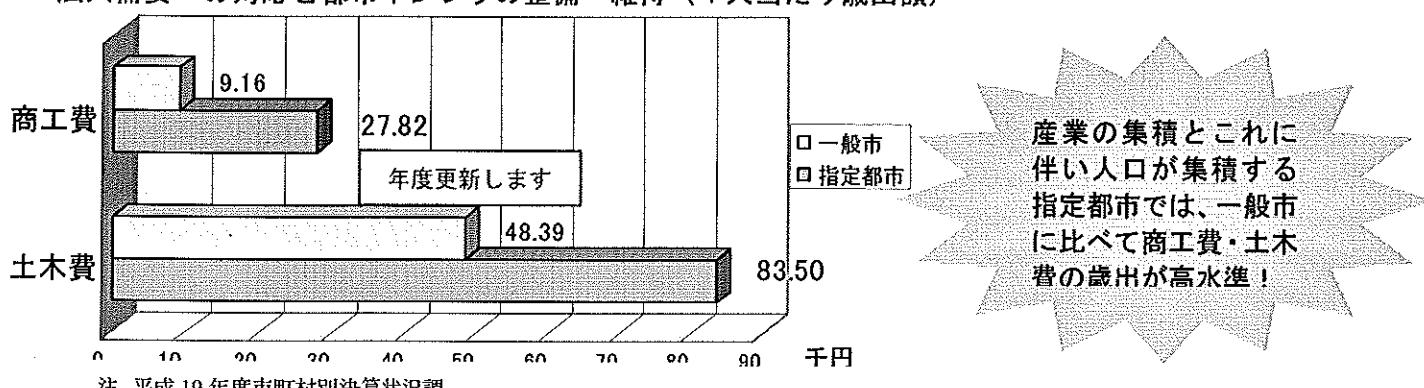
法人所得課税の配分割合（実効税率）



大都市特有の財政需要の主なもの



法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）

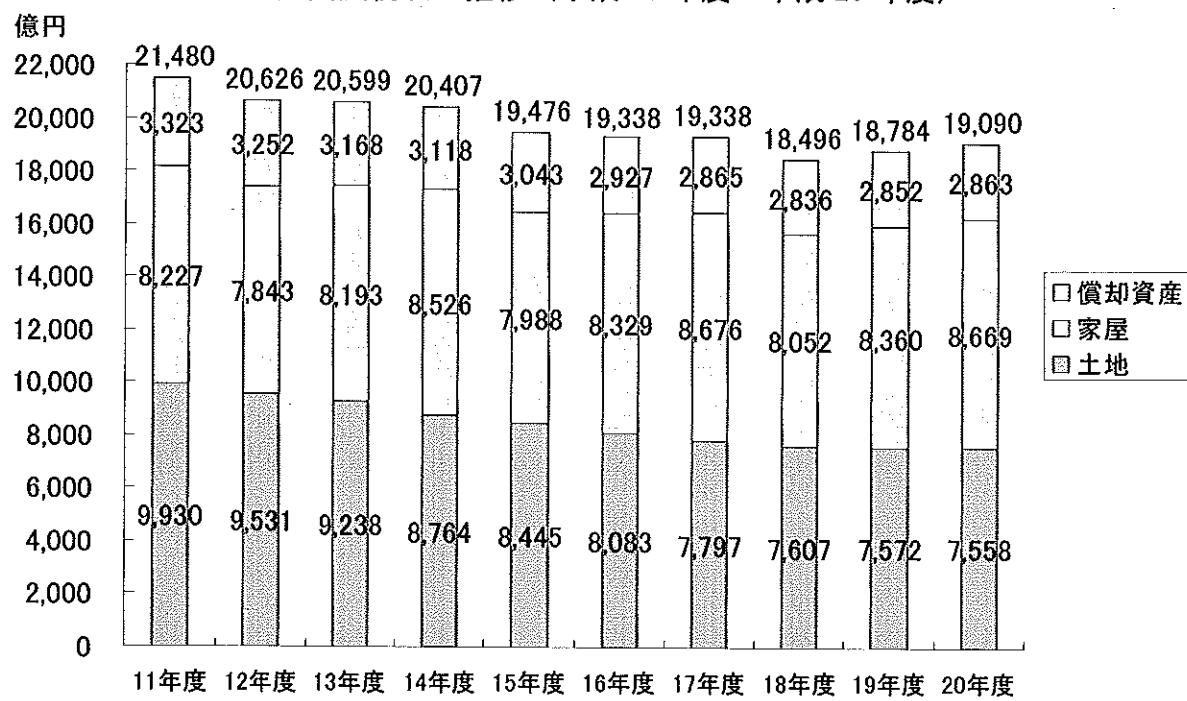


4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。

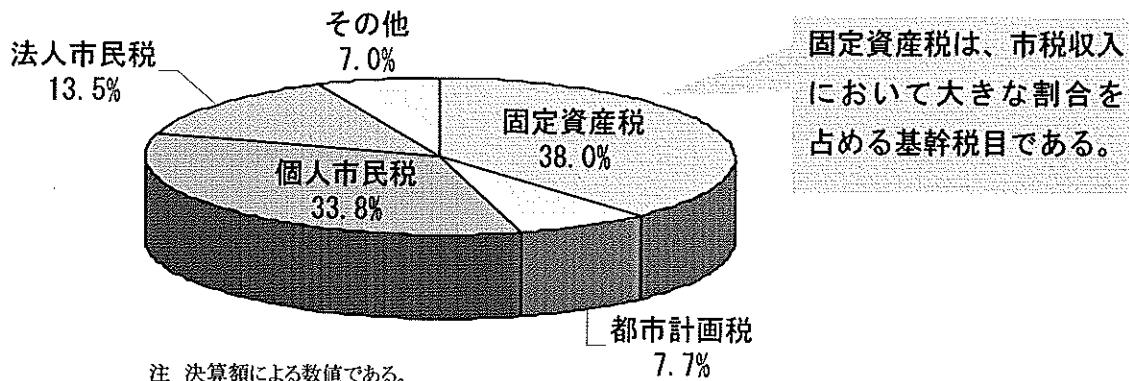
指定都市における固定資産税収の推移（平成11年度～平成20年度）



注 1 決算額による数値である。

2 評価替え年度は、平成12、15、18年度である。

指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合（平成20年度）



5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

46年据置

特別とん税（昭和39年度～）

区分	税率（1トン当たり）
入港ごと	20円
一時納付（一年分）	60円

26年据置

軽自動車税（昭和59年度～）

車種	税率
原動機付自転車	50cc以下 1,000円
2輪軽自動車	125cc超250cc以下 2,400円
4輪軽自動車	自家用乗用 7,200円
	自家用貨物用 4,000円

26年据置

法人の市民税（均等割）（昭和59年度～）

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など	5万円	

注 従業者数50人以下の額については、平成6年度に1万円引き上げられている。

24年据置

事業所税（昭和61年度～）

区分	税率
資産割	600円/m ²

14年据置

個人の市民税（平成8年度～）

区分	税率
均等割	3,000円

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行うこと。

国税における租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの及び課税の均衡上適当でないもの等については、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行う必要がある。

主な租税特別措置等による指定都市の減収額

(単位：百万円)

主な事項		減 収 額
固定資産税等	固定資産税等の課税標準等の特例 (地税法第349条の3各項、附則第15条各項 等)	
	新築された住宅等に対する固定資産税の減額措置 (地税法附則第15条の6 等)	
個人市民税	生命保険料控除 (地税法第314条の2)	
	住宅借入金等特別税額控除の特例措置 (地税法附則第5条の4 等)	
	退職所得に係る分離課税に係る所得割の額等の特例措置 (地税法附則第7条)	
	公的年金等控除の最低控除額等の特例(※) (租特法第41条15の3)	

注1 平成22年度固定資産税等の概要調書及び平成22年度市町村税課税状況等の調による数値である。

2 ※は、平成22年度市町村税課税状況等をもとにした概算数値である。

[要望事項詳細説明<財政関係>]

1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

国庫補助負担金の改革が行われる際には、大都市特例事務に係る経費について、相当額全額を指定都市に税源移譲すること。

指定都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務（大都市特例事務）を行っている。大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、国庫補助負担金の改革が行われる際には、道府県への税源配分ではなく、指定都市に対して税源移譲を行うべきである。

大都市特例事務に係る国庫補助負担金（平成 21 年度予算） 調整中 (単位:百万円)

地方自治法第 252 条の 19 の 規定に基づく事務に係るもの		その他の法令に基づく事務に係るもの	
事務の項目	国庫補助負担金額	事務の項目	国庫補助負担金額
児童福祉	68,907	国道・道府県道管理	56,042
民生委員	15	衛生研究所	100
身体障害者福祉	643	道府県費教職員の任免・研修	585
生活保護	2,147	都市緑地保全	3,127
社会福祉事業	205	一・二級河川維持管理	437
知的障害者福祉	117	スクールカウンセラー	78
母子家庭寡婦福祉	53		
老人福祉	2,013		
老人保健	540		
母子保健	1,601		
障害者自立支援	38,565		
食品衛生	15		
精神保健福祉	2,695		
結核予防	637		
土地区画整理事業	2,190		
屋外広告物規制	4		
合 計	120,347	合 計	60,369

大都市特例事務に係る国庫補助負担金

1,807 億円

(平成 21 年度当初予算 指定都市総額)

そのうち

地方自治法に基づく事務に係るもの 1,203 億円

その他法令に基づく事務に係るもの 604 億円

[要望事項詳細説明<財政関係>]

2 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序の維持等を図るため、国庫補助負担金の算出にあたっては、事業実施のための必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担の解消を図るべきである。また、地方の実情に応じて、地方公共団体の裁量で施行できるよう、補助要件の弾力的な運用を図るとともに、事務負担の軽減を図るため、申請事務・各種照会の簡素合理化を図ること。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金(以下「国の支出金」という。)の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

主な国庫支出金対象事業における超過負担(平成21年度予算)

調整中

(単位:億円)

事業費	総事業費 ①	単独事業費 ②	あるべき補助基本額 ③	補助基本額④	④/③	超過負担 ⑤:③-④	左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
保育所運営費	2,341	484	1,857	1,358	73.1%	499	218
ごみ処理施設建設費 (工場建設費)	366	50	316	168	53.2%	148	74
小・中学校校舎建設費	326	41	285	193	67.7%	92	37
小学校	227	23	204	138	67.6%	66	27
中学校	99	18	81	55	67.9%	26	10
小・中学校屋内運動場建設費	75	9	65	44	67.7%	21	9
小学校	44	4	39	25	64.1%	14	6
中学校	31	5	26	19	73.1%	7	3
合計	3,108	584	2,523	1,763	69.9%	760	338

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成21年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

3 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還に係る特例措置の対象の拡大を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

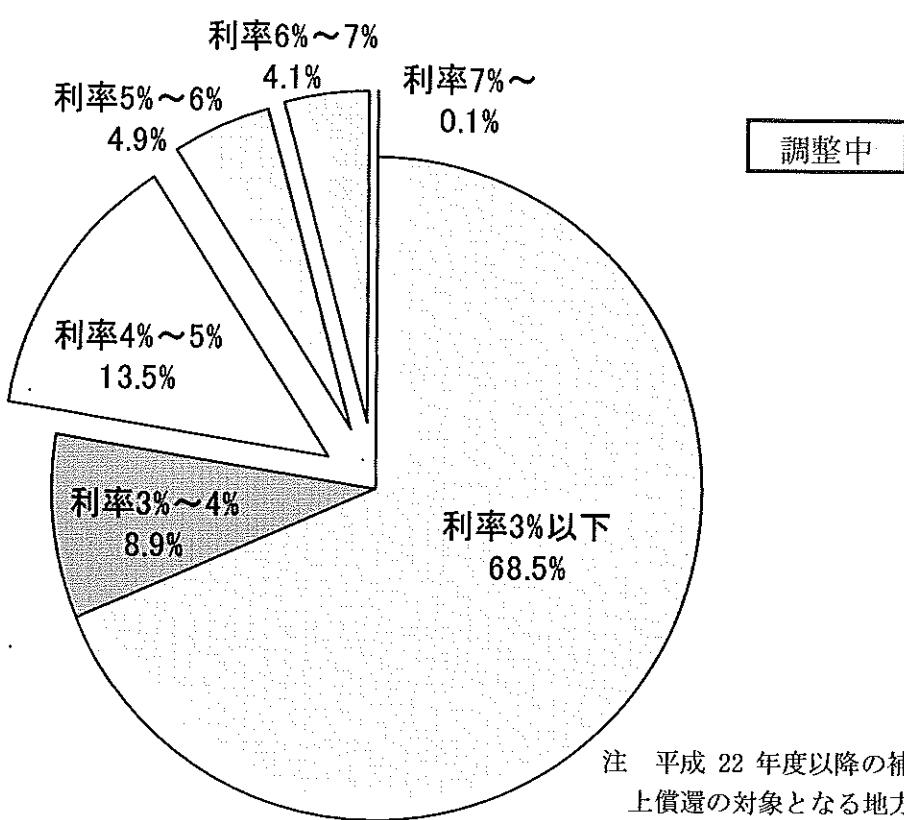
都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、公債費が大都市にとって多大な負担となっている。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政の健全化を推進するため、政府資金について、地方債の発行条件の改善及び安定的な確保を図るべきである。また、平成 22 年度から平成 24 年度までの臨時特例措置とされている補償金免除繰上償還について、この対象に該当しない高金利の政府資金が大きな負担として残るため、今後更に対象となる団体の拡大、要件の緩和を図るべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長するなどの弾力的運用を行うべきである。

政府資金の利率別借入残高の構成比

(平成 20 年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計)



注 平成 22 年度以降の補償金免除繰上償還の対象となる地方債は、年利 5 %以上の普通会計債及び公営企業債である。